

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会

定 款

平成24年4月1日施行
令和元年6月6日一部改定
令和2年6月25日一部改正
令和3年6月3日最終改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会(以下「本会」という。)と称し、略称を「日広連」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、屋外広告業界の融和、協調の下に、屋外広告業の健全な発展と屋外広告物制度に関する知識の普及を図り、もって国土の良好な景観形成並びにわが国産業経済の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 良好な景観形成に寄与する広告物の設置を推進するための調査、研究及び知識の普及
- (2) 安全な広告物の設置を図るための調査、研究、技術の改善及び知識の普及
- (3) 屋外広告に関する資料の収集及び市民を啓発するための図書、資料等の刊行
- (4) 屋外広告物の設置、管理に関する業務に従事する者の試験及び証明
- (5) 関係官庁との折衝及び屋外広告行政に対する協力
- (6) 屋外広告業者に関する損害保険の代理業及び生命保険の募集
- (7) 会員の組織、事業等に関する指導
- (8) 正会員である団体に所属している者(以下「所属員」という。)の事業経営に資する指導、啓発及び情報の提供
- (9) 会員及び所属員の事業交流の斡旋並びに業に関する資材機器用品の斡旋
- (10) 会員及び所属員の福利厚生に関する事業

(11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号及び第4号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

イ 屋外広告物に関する事業を行う団体で、都道府県の区域を単位として設立されたもの

ロ 本会の目的に賛同し事業に協力する団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 正会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、理事会が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 第30条に定める特別会員の会費は、無料とする。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を免れない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会で総会に付議することを議決した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総議決権数の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、代理人を出席させ、表決を委任することができる。この場合、指定代表者以外を出席させようとするときは、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 正会員は、あらかじめ通知された事項について、所定期日以内に書面をもって表決権を行使することができる。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

理事 21名以上26名以内

監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とし、常務理事1名を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法

第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び専務理事は、理事会の議決に基づき、本会の業務を分担処理する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第29条 本会は、役員が法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(特別会員)

第30条 本会に、任意の機関として、特別会員を置く。

- 2 特別会員は、本会に功労のあった者又は学識経験者とする。
- 3 特別会員の種別は、名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与とする。
- 4 特別会員の選任又は解任は、理事会において決議する。
- 5 名誉会長、顧問及び常任相談役は、重要な事項について会長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について、理事会に出席して意見を述べるができる。相談役及び参与は、重要な事項について会長の相談に応じることができる。
- 6 特別会員の定数は、理事の定数以内とする。
- 7 特別会員の任期は役員任期に準じる。ただし、再任を妨げない。
- 8 特別会員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第37条 本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 本会が清算のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は高橋公比古、副会長は原田順一、遠原治朗、藤井忠行、

杼窪昌之、専務理事は山縣登とする。

附則

この定款の変更は、令和元年6月6日から施行、適用する。

附則

この定款の変更は、令和2年6月25日から施行、適用する。

附則

この定款の変更は、令和3年6月3日から施行、適用する。